

各 位

相 双 五 城 信 用 組 合

元職員による不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当組合において不祥事件が発生いたしました。

信用を第一とする地域金融機関におきまして、このような不祥事件が発生させてしまい、日頃から当組合を信頼し、お取引をいただいております組合員の皆さま、地域の皆さまおよび関係する全ての皆さまに、多大なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく、心よりお詫びを申し上げます。

当組合では、日頃よりコンプライアンスを経営の最重要課題とした経営体制の構築に取り組んでおりますが、今回の事案を厳粛に受け止めコンプライアンス態勢の一層の充実・強化を図るとともに、役職員一丸となって信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

記

1. 事件の概要

- (1) 事故者 当組合元職員（男性44歳）
- (2) 事件の内容 平成25年11月25日の旧相双信用組合と旧五城信用組合との合併前の旧五城信用組合当時における架空融資実行による資金の着服、また集金した定期積金の掛金を着服するなどしておりました。なお、定期積金の掛金着服は、架空融資金により入金となっておりますお客様への損害はありません。
- (3) 発覚日 平成27年1月29日
- (4) 発覚の経緯 お客さまから問合せがあり、内部調査の結果、判明いたしました。
- (5) 資金使途 遊興費や生活費などに使用しておりました。
- (6) 発生時期 定期積金の着服 平成13年9月～平成25年10月
架空融資金の実行 平成16年9月24日～平成25年10月30日
(12年1ヶ月間)
- (7) 発生店舗 大河原支店（旧五城信用組合本店）
- (8) 事故金額 事故金額 68,422,964円（累計金額 149,820,000円）
実 損 額 68,422,964円
(実損額につきましては、今後事故者などへ請求してまいります。)
※定期積金の着服累計額 65,824,000円（お客様への損害はありません）
- (9) 調査手法 本件に関しましては、旧五城信用組合当時の処理であるなど、全容解明には困難を伴うことから、弁護士等の完全に独立した第三者による客観的かつ厳正な調査が必要と判断し、本事件に係る「第三者調査委員会」を設置し、調査を行いました。

2. 被害に逢われたお客さまへの対応

今後、事件の概要をご説明したうえで、深くお詫びを申しあげます。

3. 関係機関への届出等

事件発覚後、監督官庁および関係機関等へ報告、届出を行いました。また、警察署へ通報いたしました。

4. 関係者の処分

- (1) 元職員は、平成27年5月29日付で懲戒解雇処分としました。
- (2) 不祥事件の経営責任を明確にするため、役員の減俸処分を行いました。

5. 再発防止策

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、こうした事態を二度と発生しないよう再発防止策を徹底し、法令等遵守態勢および内部管理態勢の充実・強化を図り、役職員一丸となって皆さまからの信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

- 担当部署 : 総務部
- 電話番号 : 0244-36-5561
- 受付時間 : 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

以 上